

## 公社等外郭団体の改革に関する資料

- |   |                 |         |
|---|-----------------|---------|
| 1 | 現行行革プランの公社等関係部分 | (p. 2)  |
| 2 | これまでの公社等改革の取組方針 | (p. 4)  |
| 3 | 主な実績            | (p. 8)  |
| 4 | 公社等の現在の経営状況     | (p. 10) |
| 5 | 公社等をめぐる行政環境の変化  | (p. 14) |
| 6 | 今後の公社等改革の方針 (案) | (p. 18) |

### <参考>

「公社等外郭団体の改革について」平成 16 年 3 月 公社等改革推進会議 (別添資料 3)

「公社等外郭団体の改革について(Ⅱ)」平成 17 年 3 月 公社等改革推進会議 (別添資料 4)

(3) 公社等外郭団体の改革

公社等外郭団体（以下「公社等」という。）は、多種多様な県民ニーズに対応するため、県行政が行うべき分野を補完、分担する役割を担ってきました。

しかし、近年の厳しい社会経済情勢の変化や地方分権の本格化などを背景に、公社等を取り巻く環境は著しく変化しており、これまで公社等が担ってきた公的サービス分野への民間企業やNPOなどの参入によって、公社等の設立目的の達成や存在意義の希薄化が指摘されています。

こうしたことから、県が基本金等の25%以上を出資している団体（株式会社を除く44団体）については、平成16年3月に改革の基本方針「公社等外郭団体の改革について」を取りまとめ、原則、廃止又は民営化することを前提に、団体の必要性等について抜本的な点検評価を行い、各団体ごとの平成16年度から5年間の改革実施計画を策定しました。

この計画に沿って、さらに次の内容を中心に公社等の改革を進めていきます。

- ① 設立目的を達成した公社等の廃止又は民営化
- ② 民間との役割分担の見直し
- ③ 役職員数及び給与等の見直しによる経営の健全化
- ④ 県からの人的・財政的支援の縮小
- ⑤ 経営状況等に関する情報公開の推進
- ⑥ 公益法人制度改革への対応

① 設立目的を達成した公社等の廃止又は民営化

社会経済情勢の変化等を踏まえ、設立目的を達成した団体や存在意義が希薄化している団体の整理統合を促進します。

改革実施計画において「廃止」の方針を定めている公社等について、整理統合に向けた手続きを着実に進めるのはもちろんのこと、同計画中「当面存続」としている団体についても、引き続き情勢の変化等を踏まえて点検評価を行い、役割を終えたと認められるものは順次廃止することとします。

[これまでの公社等の廃止の実績]

p. 2 参照

[これからの主な廃止対象団体]

団 体 名	基 本 的 な 方 向
(財) 高知県障害者スポーツ振興協会	高知県社会福祉協議会との再編統合に向けて検討(平成19年度末までに)
(財) 高知県ふくし交流財団	廃止(平成20年度末までに)
(財) 高知県医療廃棄物処理センター	廃止(平成20年度末までに)
高知県土地開発公社	廃止(平成20年度を目途に長期保有地の処分等に取り組み後)
高知県住宅供給公社	廃止(既分譲事業等の終了後)

## ②民間との役割分担の見直し

公社等と民間団体との役割分担を見直し、民間が担える業務から撤退するなど、民間活力の積極的な活用に取り組みます。

とりわけ、公の施設の管理に関しては指定管理者制度を導入し、民間とサービスや価格面での競争を促進する中で、公社等の組織の合理化及び経営改善を進めます。

## ③役職員数及び給与等の見直しによる経営の健全化

公社等の組織体制は必要最小限とし、複数団体の管理部門の一元化や役職員の兼務化、退職者補充の抑制、公社間の人事交流等に取り組むことによって、役職員数の縮減を図ります。

また、役職員の給与等については、団体ごとの財務状況や業績等を反映したものとし、かつ、民間賃金等とのバランスを欠かないよう適正な運用を行うものとします。

その他の管理経費についても、事業の見直しや事務の効率化を通じてコスト縮減を図り、経営の健全化を促進します。

## ④県からの人的・財政的支援の縮小

公社等の自己責任による経営努力を促進するため、県からの職員派遣を縮小します。

また、県からの補助金・委託料等についても、その必要性や目的、効果などを検証しながら抑制します。

## ⑤経営状況等に関する情報公開の推進

平成17年度から県の出資比率が25%以上のすべての団体（株式会社を含む。）の事業内容、財務諸表の概要、県からの人的・財政支援の状況等について、一般にわかりやすい形で県のホームページ等で公表します。

また、団体自らも、積極的に経営状況等の情報を公表し、経営の透明性を確保するよう努めるとともに、厳正な監査を確保するため監事に外部の専門家（公認会計士、税理士、金融機関関係者等）を配置するなど、監査体制の強化に努めます。

## ⑥公益法人制度改革への対応

現在、国で検討が進められている公益法人制度の抜本的な改革について、今後の法改正等の動向を注視しながら、適切に対応していきます。

### 【公社等外郭団体の点検評価】

上記①～⑥の改革の取組状況については、副知事が主宰する「公社等改革推進会議」において毎年、点検評価を行い、その結果（改革実施計画の進捗状況等）を県のホームページで公表していきます。

URL：<http://www.pref.kochi.jp/jinji/homepage/>

## 2 これまでの公社等改革の取組方針

- ▼ 平成16年3月 「公社等外郭団体の改革について」策定  
県が基本金等の25%以上を出資する団体（株式会社を除く44団体）  
の改革の基本方針と、うち11団体の改革の基本的な方向
  
- ▼ 平成17年3月 「公社等外郭団体の改革について（Ⅱ）」策定  
残る33団体の改革の基本的な方向

### 【基本方針】

- 基本的な方向
  - ・ 原則廃止又は民営化の方向で検討する。存続の場合はその理由を明らかにする。
  - ・ 団体に対する県の人的、財政的支援を縮小・見直しする。
  - ・ 民間との役割分担を見直して、民間の活力を徹底して活用する。
  
- 公社等を存続させる場合
  - ・ 効率的な組織体制、役員縮小・団体内外での兼務化
  - ・ 県派遣職員の縮小。また、役員には原則として県OBを充てない。
  - ・ 給与等は団体の組織体制、財務状況等に応じた制度とし、役職員の職務と責任に応じ、かつ業績を反映した運用を行う。
  - ・ 県に準じて、情報公開、個人情報保護の制度整備

- ・ 各公社等のあり方について、抜本的な点検評価を実施
- ・ 改革実施計画の策定 → 進行管理 → 公表

# 改革対象外郭団体一覧

## 1 平成16年3月対象団体(11団体)

No.	団体名	事業内容	基本的な方向(H16.3)	備考
1	(財)グリーンピア土佐横浜	大規模年金保養基地の受託運営	廃止	H16.6廃止
2	(財)エコサイクル高知	産業廃棄物及び市町村から委託を受けた一般廃棄物の処理を行うための施設の整備運営	存続(健全な経営を確保する)	
3	(財)高知県農業公社	農地の売買貸借・青年農業者等への資金貸付	農業会議との事務局の一元化と廃止も視野に入れた事業の受け皿の育成	
4	(社)高知県種苗センター	県内主要野菜苗の育成供給及び独自品種、新品種の実証展示	県の関与の縮小	
5	(財)高知県競馬施設公社	競馬施設建設資金の償還	廃止(建設債務の償還後)	償還完了はH36年度の予定
6	(社)高知県森林整備公社	分収林事業による森林の整備	当面存続(経営改善等に取り組む)	H21.11「高知県森林整備公社経営検討委員会」を設置、具体的経営改善策を検討
7	(財)高知県内水面種苗センター	あゆ等内水面関連種苗の生産及び県内河川への供給	廃止(3年を目途に施設移管に伴う課題解決に取り組み後)	→平成25年度までに内水面漁連主体の新法人への移行を検討中
8	(社)高知県建設技術公社	建設業に関する研修、支援、設計積算等	当面、団体への県の関与の縮小	H18.4～県出資率25%未満に
9	高知県土地開発公社	公共施設用地等の取得、管理及び処分	廃止(5年を目途に長期保有地の処分等に取り組み後)	→国直轄事業の用地取得を受託しつつ、あらためて廃止時期を検討
10	高知県道路公社	有料道路(高知桂浜道路)の維持管理	廃止(建設債務の償還後)	→廃止時期を検討(料金徴収期限のH36年度には約32億円の負債残見込)
11	高知県住宅供給公社	居住環境の良好な住宅及び宅地の供給	廃止(既分譲事業等の終了後)	⇒「存続」方針に転換 ・H17公営住宅法の改正により管理代行制度が創設 ・県営住宅だけでなく市町村からも住宅管理のニーズ

## 2 平成17年3月対象団体(33団体)

No.	団体名	事業内容	基本的な方向(H17.3)	備考
1	(財)高知県政策総合研究所	県における政策課題の調査研究等	廃止	H17.3 廃止
2	(財)高知県人権啓発センター	県立人権啓発センターの管理運営及び人権に関する研修・啓発等	存続(県の人的関与の見直し)	
3	(財)高知県国民年金福祉協会	国民年金制度に関する広報、国民年金健康保養センターの受託経営	県の関与は行わない	H18.1 廃止
4	(財)高知県福祉基金	社会福祉施設及び施設入所者・児への助成事業、社会福祉施設又は施設職員への貸付事業	存続	
5	(財)高知県救急医療情報センター	救急医療情報の提供	存続	H17.4～県出資率25%未満に
6	(財)高知県ふくし交流財団	県立ふくし交流プラザ、明るい長寿社会推進機構、介護実習・普及センターの管理運営	当面存続((財)高知県障害者スポーツ振興協会を統合。18年度を目指す)	H20.3廃止 (高知県社会福祉協議会に統合)
7	(財)高知県障害者スポーツ振興協会	障害者スポーツの普及・啓発、講習会の実施、指導者の育成、障害者スポーツ大会の実施等	(財)高知県ふくし交流財団に統合(18年度を目指す)	H20.3廃止 (高知県社会福祉協議会に統合)
8	(財)高知県民間社会福祉施設職員退職手当共済財団	県内の民間社会福祉施設に勤務する職員の退職手当共済制度に関する事業	県の関与は行わない	H18.4～県出資率25%未満に
9	(財)高知県生活衛生営業指導センター	生活衛生関係営業の相談指導、利用者からの苦情処理等	存続	
10	(財)高知県牧野記念財団	県立牧野植物園の管理運営	存続	
11	(財)高知県医療廃棄物処理センター	医療廃棄物の適正処理	廃止(平成20年度末までに)	→H22年度に(財)エコサイクル高知と合併
12	(財)高知県魚さい加工公社	県内の鮮魚店等から出される魚腸骨等の再生利用施設の運営	存続(健全経営の確保、県の関与の見直し)	
13	(財)高知県文化財団	美術館、文学館、歴史民俗資料館、坂本龍馬記念館、県民文化ホール及び埋蔵文化財センターの運営管理	当面存続(組織のスリム化、経営の改善)	
14	(財)土佐山内家宝物資料館	土佐山内家宝物資料館の運営管理	存続	
15	(財)四万十川財団	四万十川の清流、景観及び生態系の保全等	当面存続(流域市町村、民間団体との役割分担の検討、見直し)	
16	(財)高知県国際交流協会	高知県の国際交流・協力事業の推進	存続	

No.	団 体 名	事業内容	基本的な方向(H17.3)	備 考
17	(財)こうち男女共同参画社会づくり財団	県立こうち男女共同参画センターの管理運営等	当面存続(民間団体との役割分担の見直し)	
18	(財)高知県産業振興センター	地域産業の高度化や地場産業創出のための支援	存続	
19	(財)高知県観光コンベンション協会	観光客やコンベンション等の誘致、受入体制の充実	存続	
20	高知県信用保証協会	中小企業等が金融機関から資金を借り入れる際の債務保証	存続	
21	(社)高知県農業用廃プラスチック処理公社	農業用廃プラスチック類(塩ビ)の回収及び適正処理の推進	当面存続(民間事業者への業務移管の検討)	
22	(社)高知県青果物価格安定基金協会	野菜等の価格安定(価格下落時の補給金交付)	存続(健全経営の確保)	
23	(財)高知県山村林業振興基金	森林整備の促進、林業労働力の育成・確保等	存続((社)高知県森林整備公社及び県との役割分担の見直し)	
24	(社)高知県森と緑の会	緑の募金活動、緑化推進活動の助成	存続(県の関与の見直し)	
25	(財)高知県苗木需給安定基金協会	林業用苗木の需給安定事業	当面存続(運營業務経費の見直し)	
26	高知県漁業信用基金協会	中小漁業者等が金融機関から資金を借り入れる際の債務保証	存続(健全経営への取り組み)	
27	(財)高知県漁業振興公害対策基金	魚類の種苗放流及び消費拡大等	廃止	H16.10 廃止
28	(財)高知県のいち動物公園協会	高知県立のいち動物公園の維持管理ほか	当面存続(県の人的関与の見直し、経営の改善)	
29	(財)高知県下水道公社	高須浄化センターの管理運営	当面存続(民間委託等へ移行するまでの間、存続)	H21.3 廃止 (民間委託へ移行)
30	(財)高知県環境検査センター	浄化槽の適正な維持管理の普及・検査及び指導、工場等排水・浄化槽放流水及び簡易専用水道の水質検査。	存続	H17.4～県出資率25%未満に
31	(財)高知県スポーツ振興財団	県立スポーツ施設(県民体育館、武道館、春野総合運動公園)の管理運営、スポーツ教室の開催等	当面存続(事業の見直し、経営の改善)	
32	(財)高知県体育協会	スポーツの普及奨励、国体への選手団派遣	存続(県の人的関与の見直し)	
33	(財)暴力追放高知県民センター	暴力団員の不当な行為の予防に関する知識の普及、広報啓発活動等	存続(県の関与の見直し)	

### 3 主な実績

#### (1) 対象団体数の減

平成15年度 44団体

平成21年度 33団体 (△11) + 1団体設立 (高知県地産外商公社)

団体数増減の事由	団体数	団体の名称
廃止	5	① グリーンピア土佐横浪 (H16. 6) ② 高知県漁業振興公害対策基金 (H16. 10) ③ 高知県政策総合研究所 (H17. 3) ④ 高知県国民年金福祉協会 (H18. 1) ⑤ 高知県下水道公社 (H21. 3)
統合	2	① 高知県ふくし交流財団 (H20. 3) ② 高知県障害者スポーツ振興協会 (H20. 3)
県出資割合の見直し(25%未満)	4	① 高知県救急医療情報センター (H17. 4) ② 高知県環境検査センター (H17. 4) ③ 高知県建設技術公社 (H18. 4) ④ 高知県民間社会福祉施設職員退職手当共済財団 (H18. 4)
新設	1	① 高知県地産外商公社 (H21. 8)

#### (2) 事務局の一元化等

外郭団体の組織運営や体制をより効率的にするため、分野の類似した複数の団体において、事務局の一元化や役員の兼職化に取り組み、実質的に統合。

平成15年度

高知県農業公社、高知県農業会議

平成16年度

高知県土地開発公社、高知県道路公社、高知県住宅供給公社



### (3) 県の人的関与の縮小

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H16-H21 増減
派遣 役員数	14	12	10	10	6	7	△7
派遣 職員数	106	100	107	98	90	79	△27

※H18 から県出資 25%未満となった高知県建設技術公社への派遣を含む。H21 は地産外商公社への派遣職員数 5 名を含む。

### (4) その他

#### ○情報公開の推進

- ・県の情報公開条例や個人情報保護条例において、公社等も同条例の趣旨に沿うよう規定し、それぞれの団体に規定を整備
- ・県（行政管理課）のホームページで各団体の経営情報を公開

#### ○指定管理者制度への対応

- 平成 15 年度 9 つの外郭団体が、19 施設を受託管理
- 平成 21 年度 7 つの外郭団体が、14 施設を指定管理

#### <公社等外郭団体が管理者から外れた施設>

- ・ふくし交流プラザ (高知県ふくし交流財団の廃止に伴い高知県社会福祉協議会に)
- ・障害者スポーツセンター (高知県ふくし交流財団の廃止に伴い高知県社会福祉協議会に)
- ・甫喜ヶ峰森林公園 (高知県森と緑の会→高知県山林協会)
- ・月見山こどもの森 (高知県森と緑の会→情報交流館ネットワーク)
- ・森林研修センター情報交流館 (高知県森と緑の会→情報交流館ネットワーク)

#### <その他>

- ・春野総合運動公園 (高知県スポーツ振興財団 → くろしお通信・須工ときわグループ → 財団)

#### ○その他

##### 「役員には原則として県OBを充てない」

⇒ 外郭団体の意向も踏まえながら、ケース・バイ・ケースで判断

<平成 19 年 12 月県議会 一般質問に対する総務部長答弁>

#### (理由)

- ・外郭団体が必要な人材を民間人も含め広く適材適所で求め、かつ、人件費の軽減を図ろうとする場合、県職員のOBの知識や経験を活用することは有効な手だての一つ。
- ・県職員を派遣するよりも、県職員の定員適正化につながる。

#### (対応)

- ・再就職先の団体からは退職金を支払わない。
- ・報酬額の上限額を設定
- ・管理職員が再就職する場合、氏名と就職先を公表 (平成 20 年～)

## 4 公社等の現在の経営状況

<別表 p. 11～ >

◎ 多額の負債を有し、県が損失補償を行っている団体（6団体） <p. 13>

- ・ (財) 高知県産業振興センター
- ・ (財) 高知県農業公社
- ・ (財) 高知県競馬施設公社
- ・ (社) 高知県森林整備公社
- ・ 高知県土地開発公社
- ・ 高知県道路公社

◎ 2期以上連続して経常赤字が生じている団体（4団体） <p. 13>

- ・ (財) 高知県魚さい加工公社
- ・ (財) 高知県内水面種苗センター
- ・ (財) 高知県体育協会
- ・ 高知県土地開発公社（再掲）

◎ 県が出資する株式会社で2期以上連続して経常赤字が生じているもの（2社） <p. 13>

- ・ (株) 土佐くろしお鉄道
- ・ (株) 高知ファズ

◎県が25%以上を出資する団体の経営状況

No.	団体名	平成20年度決算(千円)										役員員数(人) H21.4.1時点						
		出資の状況		経常利益	正味財産	県からの借入金残高	人件費総額	県の財政支出状況			常勤役員		職員					
		県からの出資金(千円)	出資比率%					うち役員に係る人件費	うち正職員に係る人件費	補助金負担金	貸付金	委託料	うち県派遣	うち県OB	うち県派遣	うち県OB		
1	(財)高知県生活衛生営業指導センター	1,500	27.3	74	14,032	0	17,305	4,718	12,587	22,548	0	0	1	0	1	3	0	1
2	(財)高知県福祉基金	744,726	94.0	176	850,030	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	(財)高知県文化財団	250,000	50.0	43,849	606,886	0	582,327	5,236	465,842	5,752	0	1,390,853	2	0	1	51	33	0
4	(財)土佐山内冢宝物流料館	70,000	70.0	1,447	134,201	0	48,296	125	36,501	85,442	0	0	1	0	0	5	0	0
5	(財)高知県国際交流協会	313,500	64.4	1,742	491,088	0	28,713	4,571	21,953	-35,412	0	6,963	1	0	1	3	1	0
6	(財)こち男女共同参画社会づくり財団	5,000	50.0	2,705	20,630	0	39,745	5,383	20,565	0	0	72,395	1	0	1	3	1	0
7	(財)高知県人権啓蒙センター	11,000	51.9	▲141	21,341	0	73,458	5,612	55,066	48,638	0	78,225	1	1	0	7	6	0
8	高知空港ビル(株)	310,000	51.7	225,533	2,626,454	0	174,834	28,711	146,123	0	0	0	4	0	1	33	0	0
9	土佐くらしお鉄道(株)	245,000	49.1	▲54,445	418,546	0	500,235	20,840	373,735	0	0	1,056	4	0	0	78	0	0
10	(株)高知県商品計画機構	100,000	53.0	2,857	143,594	0	44,400	15,360	29,040	0	0	0	2	0	0	5	0	0
11	(財)高知県産業振興センター	41,000	49.9	95,893	2,933,133	11,610,645	280,896	22,700	215,850	334,554	2,197,102	871	2	2	0	34	13	0
12	高知県信用保証協会	3,473,559	28.1	696,749	13,780,631	0	288,313	25,515	262,798	339,263	0	0	4	0	1	53	0	0
13	(株)高知流通情報サービス	200,000	37.2	31,482	177,336	0	83,170	8,400	74,770	0	0	0	2	0	1	13	0	0
14	(株)高知県観光開発公社	150,000	42.9	3,763	359,023	0	12,745	4,096	6,202	0	0	47,465	1	0	0	14	0	0
15	(財)高知県観光コンベンション協会	100,000	39.2	4,708	266,270	0	116,610	6,024	109,104	251,023	0	3,977	1	0	1	18	5	0
16	(財)高知県農業公社	5,000	100.0	9	245,279	2,16,563	22,557	0	22,557	38,135	0	0	0	0	0	4	1	1
17	(社)高知県農業用農務プラスチック処理公社	20,000	28.9	483	136,738	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
18	(社)高知県種苗センター	75,000	39.9	17,132	234,033	0	43,262	5,708	27,574	0	0	0	1	0	1	6	0	0
19	(社)高知県青果物価格安定基金協会	115,000	42.4	0	273,027	0	5,116	0	5,116	77,689	0	0	0	0	0	2	0	0
20	(財)高知県競馬施設公社	6,000	66.7	▲61,782	▲1,867,665	0	0	0	0	155,164	0	0	0	0	0	0	0	0
21	(社)高知県森と緑の会	5,000	37.0	▲1,100	24,990	0	11,184	140	3,892	9,532	0	0	0	0	0	1	0	0
22	(社)高知県森林整備公社	30,000	100.0	82	30,000	18,437,935	112,592	5,602	88,326	182,876	600,823	43,277	1	0	1	7	4	0

No.	団 体 名	出資の状況		平成20年度決算(千円)										役員数(人) H21.4.1時点				
		県からの 出資金 (千円)	出資 比率 %	経常利益	正味財産	県からの 借入金残高	人件費 総額	うち役員に 係る人件費		うち正職員に 係る人件費		県の財政支出状況			常勤役員		職 員	
								うち役員に 係る人件費	うち正職員に 係る人件費	補助金 負担金	貸付金	委託料	うち 県派遣	うち 県OB	うち 県派遣	うち 県OB		
23	(財)高知県山形村林業振興基金	475,386	49.2	3,646	984,770	0	24,571	0	12,625	0	7,024	0	13,051	0	0	0	0	0
24	(株)とされいほく	62,000	46.6	19,009	163,402	0	15,896	7,570	8,326	0	15,050	0	0	1	0	1	18	0
25	(財)高知県苗木供給安定基金協会	33,000	66.0	614	59,885	0	1,094	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	(財)四万十川財団	5,000	50.0	▲1,884	61,285	0	15,996	0	9,381	0	13,595	0	0	0	0	0	1	1
27	(財)高知県牧野記念財団	10,200	25.1	17,484	153,044	0	197,368	17,163	103,932	0	26,795	0	359,418	2	0	1	17	3
28	(財)高知県医療廃棄物処理センター	3,500	35.0	10,889	366,547	0	72	72	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	(財)エコサイクル高知	18,500	36.3	607,544	363,559	659,097	23,295	8,601	14,694	0	232,682	0	0	1	1	0	2	2
30	(財)高知県魚さい加工公社	4,500	45.0	33,749	625,982	0	28,706	3,694	24,616	0	0	0	0	1	0	0	5	0
31	高知県漁業信用基金協会	589,400	45.1	41,917	1,706,880	0	25,531	11,230	14,301	0	0	0	0	1	0	0	3	0
32	(財)高知県内水面漁業センター	477,600	80.8	▲9,623	451,787	0	277	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	高知県土地開発公社	10,000	100.0	▲33,730	360,753	0	191,501	10,252	170,975	0	6,640,834	0	0	1	1	0	10	1
34	高知県道路公社	2,555,000	100.0	0	2,555,000	0	38,206	1,430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	(財)高知県のいち動物公園協会	1,000	100.0	8,494	337,841	0	182,241	9,526	139,279	0	0	0	324,522	1	1	0	26	1
36	高知県住宅供給公社	4,400	51.2	35,627	5,805,756	0	130,632	17,201	106,734	0	0	0	333,467	2	1	0	14	0
37	(財)高知県スポーツ振興財団	95,000	89.5	566	129,031	0	70,645	0	16,423	0	8,777	0	96,981	1	0	1	3	0
38	(財)高知県体育協会	208,100	70.7	▲274	296,453	0	15,471	0	12,570	0	128,634	0	0	0	0	0	3	0
39	(財)暴力追放高知県民センター	448,129	70.6	495	642,943	0	9,784	4,882	3,112	0	0	0	937	1	0	1	1	0
	計	11,272,030	—	1,645,739	36,984,509	30,924,240	3,457,094	260,612	2,614,219	2,018,585	9,438,759	2,773,458	0	41	7	14	444	72
	<株式会社を除く33団体の計>	10,205,030	—	1,517,540	33,096,154	30,924,240	2,625,764	175,635	1,975,973	2,003,535	9,438,759	2,724,937	0	27	7	11	283	72

備考：上記の対象団体は、県が資本金等の25%以上を出資している団体  
「職員数」には、非常勤職員、臨時職員、嘱託は含まない  
「平成20年度決算」は、総務省「第三セクター等の状況に関する調査」の結果から抜粋

# 主な第三セクター等の負債と経常赤字の状況（平成20年度決算）

（単位：千円）

No.	団体名	主な事業内容	出資状況		経常損益		固定負債			純資産・正味財産	経営悪化の要因		
			総額	うち県割合(%)	H20年度	H19年度	うち県からの長期借入金	うち県以外の長期借入金	県の債務保証・債権保証・債権保証残高			評価	
<b>多額の負債を有し、県が損失補償等を行っている団体</b>													
11	(財)高知県産業振興センター	地域産業の高度化や地場産業創出のための支援	82,050	41,000	95,893	76,332	14,069,844	11,610,645	1,986,898	312,009	A	2,933,133	
16	(財)高知県農業公社	農地保有合理化事業・青年農業者等就業支援事業等	5,000	5,000	9	1	383,933	216,563	159,362	280	D	245,279	・農用地売買等の累積赤字 ・レンタルハウス賃借等の未収金発生 →資金不足
20	(財)高知県競馬施設公社	競馬施設建設資金の償還	9,000	6,000	59,219	45,317	3,227,149	0	3,227,149	2,366,576	E	▲ 1,867,665	・施設建設費の償還のみを行っている財団であり、償還財源には県・高知市からの補助金を充當 ・木材価格の低減により、売却益で育成費用を賄うことが困難に ・森林資産の時価評価も課題(国において手法検討)
22	(社)高知県森林整備公社	分収林事業による森林の整備	30,000	30,000	82	30,082	27,970,369	18,437,935	9,490,573	9,427,021	E	30,000	・長期保有地7団地(簿価65億円) うち最大はウバキ跡地(61億円) ・1団地(11億円)は処分目途立たず
33	高知県土地開発公社	公共施設用地等の取得、管理及び処分	10,000	10,000	▲ 33,730	▲ 42,114	4,988,347	0	4,788,083	7,773,567	-	380,753	・道路建設債務は減少しつつあるが、短期借入金の金利が上昇すると経常赤字に転じる。 ・料金徴収期限のH26年には約32億円の債務残高の見込。
34	高知県道路公社	有料道路(高知桂浜道路)の維持管理	2,555,000	2,555,000	0	0	2,642,707	0	1,689,345	3,888,680	-	2,555,000	
<b>2期以上連続して経常赤字が生じている団体</b>													
30	(財)高知県魚さい加工公社	県内の鮮魚店等から出される魚腸骨等の再生利用施設の運営	10,000	4,500	▲ 33,749	▲ 36,652	308,712	0	308,712	0	-	625,982	・減価償却見合の取益がなく、正味財産は減少しているが、H20単純取支は+2,543千円
32	(財)高知県内水面種苗センター	あゆ等内水面関連種苗の生産及び県内河川への供給	590,830	477,600	▲ 9,623	▲ 5,006	0	0	0	0	-	443,735	・減価償却見合の取益がなく、正味財産が減少 (H20単純取支=▲1,717千円)
38	(財)高知県体育協会	スポーツの普及と奨励、競技力強化の支援、団体への選手団派遣	294,273	208,130	▲ 274	▲ 779	13,678	0	0	0	-	296,079	
9	(株)土佐くろしお鉄道	鉄道事業(中村・宿毛線、ごめん・なはり線)	499,000	245,000	▲ 154,445	▲ 131,649	361,935	0	340,617	0	-	418,546	・利用客の減、燃油高等 → 県、市町村が基金を追加造成し(612百万円)経営支援
-	(株)高知アアズ	港湾施設の管理運営	1,036,000	250,000	▲ 10,698	▲ 16,471	219,494	0	175,480	0	-	593,016	・設備の減価償却費の負担が大。 H26から単年度黒字目標。

【備考】「評価」…総務省の定める損失補償等に係る標準評価方式による評価。A=正常償還見込債務、D=地方団体実質管理債務、E=地方団体実質負担債務

## 5 公社等をめぐる行政環境の変化

### ア) 地方財政法の一部改正

- ・ 第三セクター等の負債の一定部分が県財政の健全化判断比率に反映
- ・ 第三セクター等改革債の創設 (p. 15)

### イ) 公益法人制度改革 (p. 16)

- ・ 従来の社団法人、財団法人は平成25年11月末までに  
公益社団・財団法人への移行(認定申請)か  
一般社団・財団法人への移行(認可申請)を行う必要がある。



「高知県公益認定等審議会」で審査

# 第三セクター等改革推進債の創設（地方財政法の一部改正）

## 1. 対象経費

- 第三セクター等の整理又は再生に伴い負担する必要がある以下の経費

### ◇ 第三セクター（及び地方住宅供給公社）

⇒ 地方公共団体が損失補償を行っている法人の法的整理等を行う場合に必要となる当該損失補償に要する経費（短期貸付金の整理に要する経費を含む）

① 法的整理…破産手続、特別清算手続、再生手続及び更生手続

② 私的整理…一般に公表された債務処理のための準則として、

- ・ 私的整理に関するガイドライン
- ・ RCC企業再生スキーム
- ・ 中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順
- ・ 特定認証紛争解決手続

等が該当

### ◇ 土地開発公社及び地方道路公社

⇒ 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は不採算事業の廃止を行う場合に必要となる地方公共団体が債務保証等をしている公社借入金の償還に要する経費（短期貸付金の整理に要する経費を含む）

### ◇ 公営企業

⇒ 公営企業の廃止（特別会計の廃止）を行う場合に必要となる以下に掲げる経費

- ・ 施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費
- ・ 地方債の繰上償還に要する経費
- ・ 一時借入金の償還に要する経費
- ・ 退職手当の支給に要する経費
- ・ 公営企業型独法の設立に際して必要となる資金その他財産の出えんに要する経費
- ・ 国又は地方公共団体から交付された補助金、負担金等の返還に要する経費

## 2. 対象期間

- 平成21年度～25年度（一定期間内の集中的な改革を推進）

## 3. 発行手続

- 議会の議決
- 総務大臣又は都道府県知事の許可

## 4. 償還年限

第三セクター等改革推進債を発行することによる当該地方公共団体の財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し等を総合的に勘案して必要な最小限の期間とすることとし、10年以内を基本とするが、必要に応じ10年を超える償還年限を設定することができる。

## 5. 財源措置

第三セクター等改革推進債の支払利息の一部について、必要に応じて特別交付税措置を講じる。

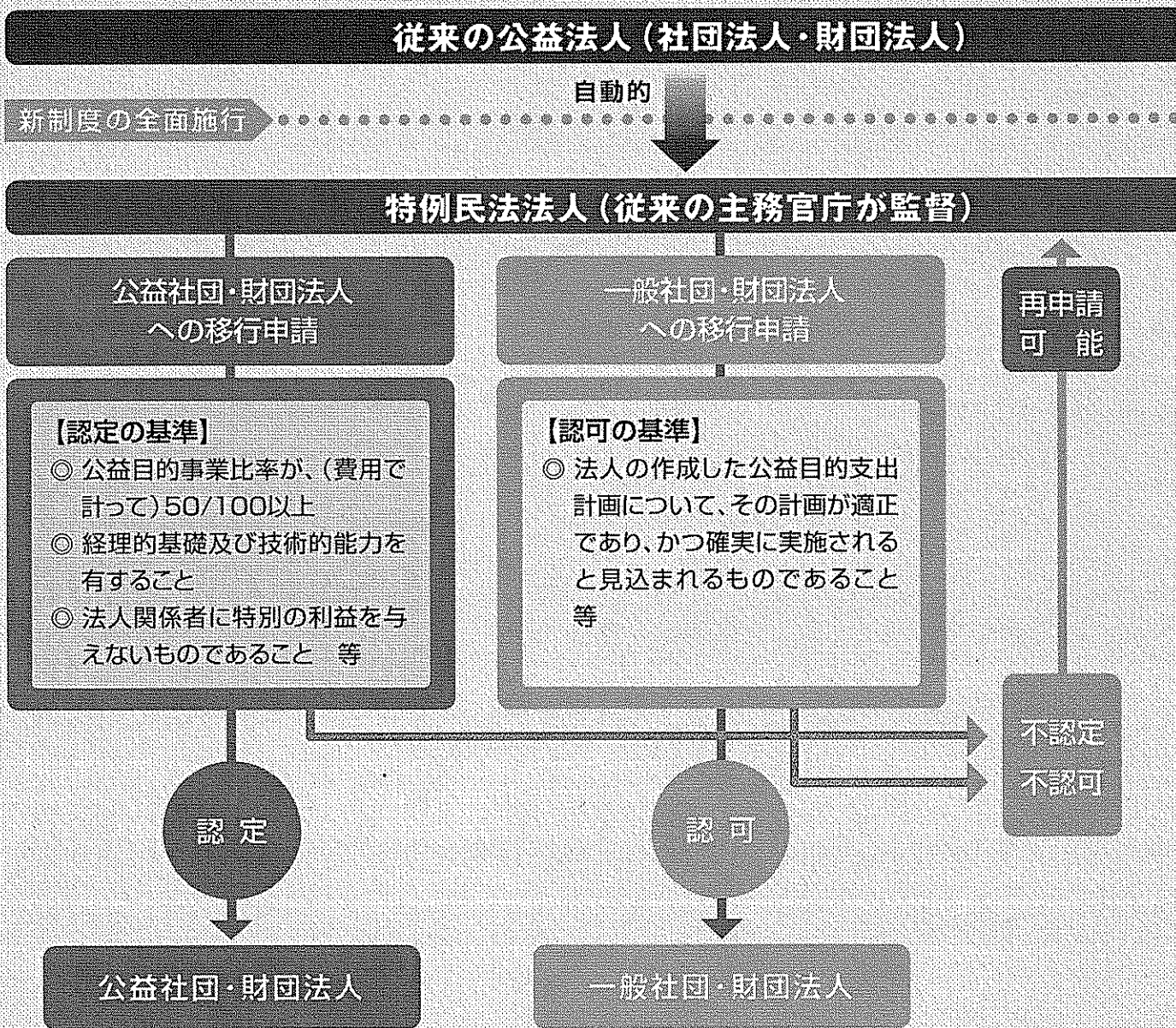


# 新制度における従来の公益法人等の選択肢

☆ 従来の公益法人（新制度施行後は特例民法法人）には公益社団・財団法人または一般社団・財団法人のいずれかに移行するという選択肢があります。



平成20年12月1日の新制度施行後5年間は特段の手続をとることなく従来と同様の法人（特例民法法人）として存続できます。ただし、平成25年11月末の移行期間の終了までに移行申請を行わなかった場合には解散となりますので注意が必要です。



## 移行期間の終了

従来の公益法人は、主に次の場合に解散となります。

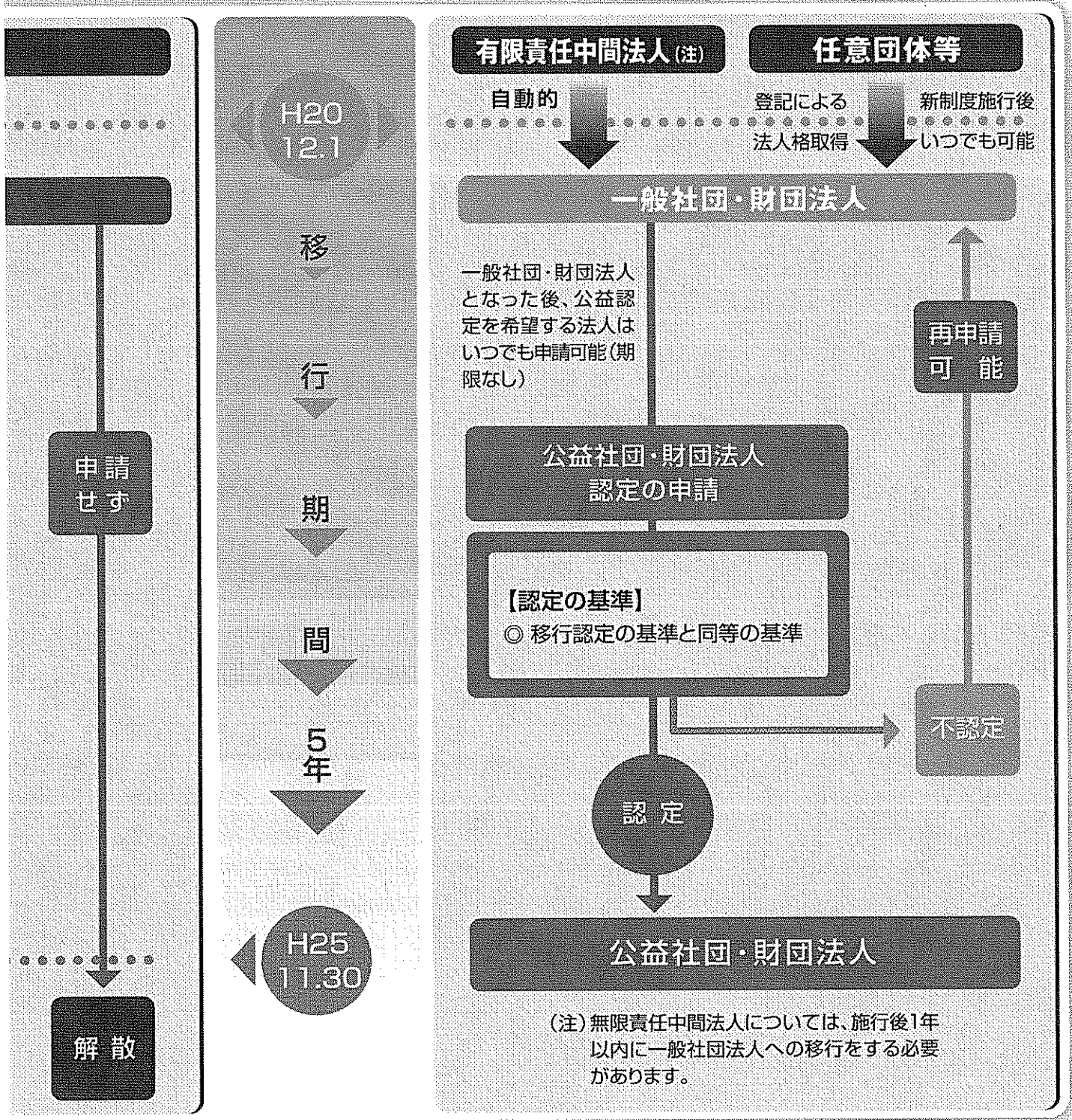
- 平成20年12月から5年間の移行期間の終了までに移行申請を行わなかった場合
- 移行期間の終了までに移行申請を行ったが、移行期間の終了後に認定または認可が得られなかった場合





☆ 公益社団・財団法人は、「民による公益の増進」に寄与する民間非営利部門の重要な主体です。一般社団・財団法人も「民による公益の増進」の担い手として期待されています。

☆ 有限責任中間法人(注)は、新制度の施行と同時に一般社団法人となります。法人格を持たない任意団体等も新制度においては登記のみで法人格の取得(一般社団・財団法人となること)が可能です。一般社団・財団法人は期間の限定なくいつでも公益認定の申請を行うことができます。



## 6 今後の公社等改革の方針（案）

### ①団体の廃止・統廃合

- ・設立当初の目的が達成された団体や、社会経済情勢の変化等により存在意義が薄れている団体、事業の必要性が低下している団体は、引き続き「廃止」又は「縮小」に取り組む。
- ・事業内容等が類似している団体や、統合することで組織の合理化や執行体制の強化等が期待できる団体は、「統合」する。
- ・長期負債を抱える団体で、県が損失補償等を行っており、廃止が適当なものについては、「第三セクター等改革推進債」を活用し、先送りすることなく「廃止」する。

### ②健全経営の確保

- ・県が財政的支援を行っている団体は、組織体制のスリム化や管理費の縮減等により経営の健全化を進める。また、法人の設立目的に応じ、県以外からの事業の受託や自主事業による財源確保に努める。
- ・県が財政的支援を行っていない団体は、引き続き自立した経営を確保する。

### ③県の人的関与の縮小

- ・団体運営の自立性、主体性を高めるとともに、経営責任を明確にするため、県の人的関与を引き続き縮小する。
- ・県職員の派遣については、必要最小限の範囲とする。
- ・県職員が事務局を兼務している団体については、自前の運営体制を確立する。

### ④情報公開の促進等

- ・経営の透明性を確保する観点から、財務諸表、事業計画、組織・人員管理状況、活動内容などの情報は積極的に公開する。

### ⑤新公益法人制度への円滑な移行の支援

- ・公社等が法定の移行期限（平成 25 年 11 月末）までに公益法人又は一般法人へ円滑に移行できるよう、事務手続等のサポートをする。

### ⑥その他

- ・県OBが公社等へ再就職した場合、公社等からは退職金を支払わない。